

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	人口減少下における地域産業政策の効果
他言語論題 Title in other language	Impacts of Regional Industrial Policies under Declining Population
著者 / 所属 Author(s)	高澤 美有紀 (TAKAZAWA Miyuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 経済産業課
書名 Title of Book	人口減少と地域の課題：総合調査報告書
シリーズ Series	調査資料 2024-3 (Research Materials 2024-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2025-3-13
ページ Pages	79-96
ISBN	978-4-87582-936-2
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	2000年代以降、人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、各地域の地域資源を利用した地域産業政策が推進されてきた。それらの政策の概要と評価を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

人口減少下における地域産業政策の効果

国立国会図書館 調査及び立法考査局
経済産業課 高澤 美有紀

目 次

はじめに

I 地域経済活性化をめぐる政府の動き

- 1 地域再生法の制定
- 2 経済成長戦略大綱に関連する各種政策
- 3 地域経済循環の考え方に基づく政策

II 各政策の概要と評価

- 1 地域資源活用促進法、企業立地促進法及び地域未来投資促進法
- 2 農商工等連携促進法
- 3 ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）
- 4 地方創生—地域再生法及びまち・ひと・しごと創生法—
- 5 地域循環共生圏

おわりに

キーワード：地域経済、地域経済循環、地方創生、地域再生、地域未来牽引企業、
農商工等連携、ローカル 10,000 プロジェクト、地域循環共生圏

はじめに

平成 17（2005）年に公表された経済産業省の地域経済研究会報告書は、人口減少の地域経済⁽¹⁾への影響として、地域の需要に密接に関連する小売業やサービス業等の地域内産業が厳しい状況に置かれる点を指摘した。また、地域内の需要規模の制約を受けない製造業や農業も、環境変化に対応する適切な取組がなされない場合、産業規模が縮小し、郊外の工場跡地、耕作放棄農地等が増加するといった問題が生じると述べている。ただ、地域の取組次第で域内総生産を増加させ、将来像を大きく変化させることが可能であるとも言及していた⁽²⁾。

地域経済の活性化に向け、過去 20 年余りの間に、様々な施策が実施されてきた。しかし、最近でも、希望の就職先があることや賃金・待遇が良いことを理由として、20 代前半の就職期に若者が東京圏に転入しており⁽³⁾、地域での魅力ある産業・雇用の創出が課題となっている（地域雇用の課題については、本報告書第Ⅱ部第 5 章「人口減少下の地域雇用の課題」を参照）。一方、市町村全体の 36% で、人口が減少しつつも、地域産業の成長により平成 28（2016）年～令和 3（2021）年の間に一人当たり付加価値が伸びていることから、人口減少と経済成長は必ずしも関係しないとも言われている⁽⁴⁾。

平成 11（1999）年の産業構造審議会地域経済部会報告書では、「企業が国を選ぶ時代」になり、従来の企業誘致施策では地域経済の発展が困難になってきたため、産業立地政策を転換し、地域固有の産業資源を活用して地域経済の内発的・自立的発展を図る地域産業政策を展開する方向が示された⁽⁵⁾。2000 年代以降の地域産業政策は、それまでの工業等諸機能の地方分散政策から、地域経済の自立や新産業創造を柱にした政策に重点が移されている⁽⁶⁾。本稿では、2000 年代以降に進められた地域産業政策のうち、人口減少下において、地域産業の集積や地域資源の活用により地域経済の活性化を目指し、その効果が分析されているものを取り上げる。Ⅰで政府の動きを概観した後、Ⅱで各政策の概要と評価を紹介する。

Ⅰ 地域経済活性化をめぐる政府の動き

1 地域再生法の制定

平成 15（2003）年、少子高齢化の進展等に対応し、地域経済の活性化と地域雇用の創造を

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 7（2025）年 1 月 14 日である。URL のうち、「<https://warp.da.ndl.go.jp/>」で始まるものは、同日時点で、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されている各機関のページである。

- (1) 本稿では、行政区分、政策等の名称、引用文献に基づく記述では「地方」を用い、それ以外は「地域」を用いる。
- (2) 地域経済研究会編『人口減少下における地域経営について—2030 年の地域経済のシミュレーション—』経済産業省経済産業政策局, 2005, pp.14-15. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13735906>>
- (3) 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「2024 年秋号地域課題分析レポート—ポストコロナ禍の若者の地域選択と人口移動—」2024.12, pp.8-11, 14-16. <<https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr24-3/pdf/zentai.pdf>>
- (4) デロイトトーマツグループ『価値循環の成長戦略—人口減少下に“個が輝く”日本の未来図—』日経 BP, 2024, pp.82-88. 総務省・経済産業省の「経済センサス」に基づき算出された数値である。「付加価値」は、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値をいい、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出される。
- (5) 『産業構造審議会地域経済部会報告書—新しい地域経済の姿—』通商産業省, 1999, pp.22-30. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1285488>>
- (6) 松原宏「日本の地域政策への地理学の貢献」『地理学評論』96(6), 2023.11, p.452.

地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に地域再生本部が設置され、「地域再生推進のための基本指針」⁽⁷⁾が策定された。平成 16（2004）年には、高齢化の急速な進展や地域経済の課題等に対応するため、地域再生に関する地方公共団体等の要望を基に国が講ずるべき措置を取りまとめた「地域再生推進のためのプログラム」⁽⁸⁾が決定され、平成 17（2005）年、「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）の施行によって、地域再生を推進するための法的枠組みが整備された⁽⁹⁾。地域再生法は、平成 26（2014）年以降の改正により、地方創生のツールとしての役割が増大していることから、本稿では地方創生の項（Ⅱ-4）で政策の概要を紹介する。

2 経済成長戦略大綱に関連する各種政策

平成 17（2005）年の地域経済研究会報告書では、人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、今後、各地域がそれぞれ活用可能な地域資源を的確に利用して個性的で効率的な地域経営を行うこと、経済社会圏単位で地域経営を行うこと、住民生活、産業活動などの諸政策を一体的・総合的に考えていくことの必要性が示された⁽¹⁰⁾。平成 18（2006）年に、閣僚と与党幹部で構成される財政・経済一体改革会議が取りまとめた「経済成長戦略大綱」では、人口減少を克服する新しい成長に向けた取組の柱の一つとして、「地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）」が掲げられ、その具体策として、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 39 号。以下「地域資源活用促進法」）及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」）が制定された⁽¹¹⁾（Ⅱ-1 で後述）。平成 20（2008）年には、地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者との連携によって相乗効果を発揮するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」）も制定された⁽¹²⁾（Ⅱ-2 で後述）。

企業立地促進法は、支援措置の拡充と枠組みの見直しを行うため、平成 29（2017）年に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」）に改正された（Ⅱ-1 で後述）。これらの一連の政策において、地域資源を活用して地域経済を活性化する取組が進められてきた。

(7) 「地域再生推進のための基本指針」（平成 15 年 12 月 19 日地域再生本部決定）地方創生ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kettei/031219sisin.pdf>>

(8) 「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年 2 月 27 日地域再生本部決定）地方創生ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei/puroguramu.pdf>>

(9) 「法律・条約解説 国会・内閣 地域再生法—平成 17 年 4 月 1 日法律第 24 号—」『法令解説資料総覧』282 号, 2005.7, pp.10-15.

(10) 地域経済研究会編 前掲注(2), pp.16-19.

(11) 財政・経済一体改革会議「経済成長戦略大綱」2006.7.6, pp.20-25. 経済産業省ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/7860023/www.meti.go.jp/topic/downloadfiles/e60713cj.pdf>>; 第 166 回国会衆議院経済産業委員会議録第 1 号 平成 19 年 2 月 16 日 p.2.

(12) 阿部康幸ほか「法令解説 農商工等連携による地域活性化を目指して—中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律—」『時の法令』1820 号, 2008.10.30, pp.43-44. 企業立地促進法についても、農林水産関連産業集積の形成等が地域経済活性化に重要であるとして、平成 20（2008）年に農林水産産業集積への支援メニューを拡充する改正が行われた（森善裕「法令解説 地域を支える農林水産関連産業の企業立地支援策などの充実により地域経済活性化を後押し—企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律—」『時の法令』1820 号, 2008.10.30, p.34.）。

3 地域経済循環の考え方に基づく政策

平成 25 (2013) 年、内閣府の地域経済に関する有識者懇談会報告書で、人口減少により経済・コミュニティ維持が困難な地域が増加したことを背景に、地域再生・活性化の基本的考え方として、地域産業の振興・雇用創出、地域の人材力強化、まちづくり・地域づくり等が掲げられた⁽¹³⁾。同時期に開始された施策の一つに、総務省の地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）がある（Ⅱ-3 で後述）。地域経済循環とは、地域内・地域間のヒト・モノ・カネ・情報（知識）の様々な流動をいい⁽¹⁴⁾、地域未来投資促進法や地方創生に関連する施策においても、地域経済循環を活性化させ、地域経済の発展につなげることが念頭に置かれている。平成 30 (2018) 年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画に位置付けられた地域循環共生圏は、人口減少社会において、持続的な地域づくりが可能な「自立・分散型社会」を目指す考え方で、地域経済循環分析で地域循環共生圏の経済面を「見える化」して、地域課題の解決につなげることが想定されている⁽¹⁵⁾（Ⅱ-5 で後述）。

平成 26 (2014) 年の「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（骨太方針 2014）は、「人口急減・超高齢化」の流れを変えるため、2020 年を目途にあらゆる分野の制度・システムの改革を進めていく方向性を示した⁽¹⁶⁾。平成 26 (2014) 年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁽¹⁷⁾を、地方公共団体は地域が目指す理想像や施策を盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、地方創生の取組が進められてきた（Ⅱ-4 で後述）。地方創生は、幅広い施策で構成されており、開始以降新たな施策が加わるなど変容してきている。また、施策の評価には一定の期間を要することから、本稿で紹介するのは、地方創生の概括的な政策内容と評価である。

(13) 「地域経済に関する有識者懇談会報告書」2013.9.13, pp.1-7. 内閣府ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/local_economy/report.pdf>

(14) 『都市型産業対策推進調査報告書』経済産業省地域経済産業グループ, 2004, pp.5-8. 多くの地域で所得の循環がうまく機能せず、地域外に所得が流出し、地域住民の所得増加につながっていないことが指摘されてきた（山崎清ほか「地域経済循環分析手法の開発と事例分析—地方創生における新たな地域経済分析手法—」『フィナンシャル・レビュー』131号, 2017.6, p.99. <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11678813/www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r131/r131_06.pdf>）。

(15) 「地域経済循環分析」環境省ローカル SDGs 地域循環共生圏ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13974019/chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki>>

(16) 「経済財政運営と改革の基本方針 2014—デフレから好循環拡大へ—」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）p.5. 内閣府ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2014/2014_basicpolicies_01.pdf>

(17) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）p.3. 地方創生ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/20141227siryou5.pdf>> なお、令和 4 (2022) 年に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、人口減少・少子高齢化、過疎化、地域産業の衰退等に対し、デジタル実装を通じて地方に仕事をつくる等により社会課題を解決することとされた（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）pp.2-3. 内閣官房ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13736642/www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_honbun.pdf>）。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」はいずれも、まち・ひと・しごと創生法第 8 条に基づく。

Ⅱ 各政策の概要と評価

1 地域資源活用促進法、企業立地促進法及び地域未来投資促進法

(1) 法律の概要

(i) 地域資源活用促進法

平成 19 (2007) 年に制定された地域資源活用促進法は、中小企業による地域産業資源（地域の特産物として相当程度認識されている農林水産品や鉱工業品、そうした鉱工業品の生産技術又は地域の観光資源）を活用した商品の開発や需要の開拓等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を図ること等を目的としていた。同法は、国が策定した基本方針に従い都道府県が特定した地域産業資源について、中小企業が「地域産業資源活用事業計画」を作成して国の認定を受け、認定された計画に従って行われる地域産業資源を活用した新商品やサービスの開発・生産に対して、設備投資減税、政府系金融機関の低利融資、信用保証限度額の拡大等の支援を受けられること等を内容とした⁽¹⁸⁾。同法に基づいて認定された「地域産業資源活用事業計画」は、平成 19 (2007) 年以降、令和 2 (2020) 年 3 月末までで累計 1,867 件であった⁽¹⁹⁾。この法律は、(2)(i)で後述するような課題の顕在化を背景に同年に廃止され⁽²⁰⁾、「地域産業資源活用事業計画」は、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」に整理された⁽²¹⁾。

(ii) 企業立地促進法

平成 19 (2007) 年に制定された企業立地促進法は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う取組を支援すること等を目的としていた。同法に基づき、国は基本方針を策定し、都道府県及び市町村は共同で基本方針に適合した「基本計画」を策定して国の同意を受けることができ、基本計画に定められた区域内においては、市町村が「工場立地法」(昭和 34 年法律第 24 号)による規制を条例で緩和することができるなどの特例が設けられた。また、地方公共団体から、上述の区域内で企業立地を行う「企業立地計画」や生産性向上を図ることを内容とする「事業高度化計画」の承認を受けた企業は、「中小企業信用保険法」(昭和 25 年法律第 264 号)に基づく信用保証限度額拡大や税制上の特例措置の支援を受けられた⁽²²⁾。平成 28 (2016) 年 10 月までに全国で 191 の「基本計画」が作成され、

(18) 山田純市・松尾彰久「法令解説 地域経済の活性化を目指して 地域産業資源活用事業を行う中小企業を支援—中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律—」『時の法令』1796 号, 2007.10.30, pp.23-29.

(19) 第 201 回国会衆議院経済産業委員会議録第 14 号 令和 2 年 5 月 29 日 p.17.

(20) 「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 58 号)

(21) 「中小企業成長促進法案:成長を促す中小企業政策への転換」(中小企業政策審議会 基本問題小委員会(第 16 回)・産業構造審議会 地域経済産業分科会(第 18 回)合同会議 資料 3-2) 2020.2.18, p.3. 経済産業省ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13731735/www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/018_03_02.pdf>

(22) 筑紫正宏・宇佐美典也「法令解説 地域の特性・強みをいかした企業立地の促進により地域産業の活性化を図る—企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律—」『時の法令』1796 号, 2007.10.30, pp.40-43. 税制上の特例措置は、企業立地計画の承認を受けた企業にのみ適用があり、これについて、地方公共団体が、定められた区域内に施設を設置した企業に固定資産税等の課税の軽減をした場合、減収分を地方交付税で補てんする制度も設けられた。

平成 27（2015）年度末までに承認を受けた「企業立地計画」は 3,577 件（88% が製造業）、「事業高度化計画」は 2,055 件（96% が製造業）であった²³⁾。同法は、地域特性を活用した事業の経済効果を最大化し、非製造業を含む幅広い業種に柔軟な支援を行うため²⁴⁾、平成 29（2017）年に地域未来投資促進法に改正された。

（iii）地域未来投資促進法

地域未来投資促進法では、国は基本方針を策定し、都道府県及び市町村は共同で基本方針に基づき「基本計画」を策定して国の同意を受けることができ、事業者はこの基本計画に基づく「地域経済牽引事業計画」を策定して都道府県の承認を受けることができる。この承認を受けた事業者は、研究開発・設備投資への補助、専門家による支援に加え、設備投資への減税措置、金融支援、情報提供、規制緩和等の支援を受けることができる²⁵⁾。

また、経済産業大臣は、地域未来投資促進法に基づき、地域経済の中心となる担い手となり得る中小企業等を「地域未来牽引企業」として選定し公表している²⁶⁾。選定された企業は経済産業省が示す目標の設定を行い、その達成に向けて事業活動に取り組むこととされている。この政策では、地域経済循環が念頭に置かれ、地域未来牽引企業の選定方法は、①所在する都道府県内からの仕入額や都道府県外への販売額等（定量的基準）に基づく選定（データ部門）、②地方公共団体や経済団体からの地域経済への貢献期待度（定性的基準）に基づく推薦（推薦部門）の 2 種類がある²⁷⁾。令和 7（2025）年 1 月現在 4,700 社超が選定されている²⁸⁾。

（2）評価

（i）地域資源活用促進法

地域資源活用促進法は、認定事業のほとんどが個別企業の取組にとどまり地域ブランドの創出に至っていない、売上が少額にとどまっていた等の課題が顕在化したことを背景に、令和 2（2020）年に地域未来投資促進法に統合された²⁹⁾。

（ii）企業立地促進法

国が策定した基本方針では、地方公共団体の基本計画において、目標として、付加価値額（おおむね 5% 以上増となるよう設定）、企業立地数・新規事業件数、製造品出荷額・売上高の増

23) 「産業構造審議会 地域経済産業分科会 報告書—地域経済牽引企業を軸とした「地域未来への投資」の促進に向けて—」2016.12.14, pp.5-7. 経済産業省ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/10341576/www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20161214001_01.pdf>

24) 同上, p.13.

25) 善明岳大「地域未来投資促進法に関する施策や支援について」『産業立地』589号, 2018.3, pp.9-10. 地方創生推進交付金（Ⅱ-4で後述）を用いた設備投資も可能とされた。

26) 地域未来投資促進法は、地域において人や物の流れの中核にあるような企業を核にしながら地域における経済活動を牽引する事業を推し進めることを想定しているが、地域未来牽引企業は、その際の核になり得る企業として、経済産業省が選定した企業である（第 196 回国会衆議院経済産業委員会議録第 3 号 平成 30 年 3 月 30 日 pp.7-8.）。

27) 「「地域未来牽引企業」選定実施要領」（令和 2 年 2 月 28 日 20200225 地第 3 号）経済産業省ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/jisshiyoryo.pdf>

28) 「地域未来牽引企業選定一覧」経済産業省ウェブサイト <<https://chiiki-kenin-kigyou.meti.go.jp/>>

29) 日本商工会議所「各地域における地域ブランドを活用した地域経済活性化の取り組みについて」2024.3, pp.6-7. <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13727784/www.jcci.or.jp/file/chiiki/202405/2023brand.pdf>>

加額、新規雇用創出数を記載することが必須とされた³⁰⁾。設定した目標に対する基本計画終了時の実績（各計画平均）は、付加価値額増加率目標 16.2% 増に対し実績 2.6% 減、企業立地件数目標 63 件増に対し実績 51 件増、製造品出荷額等増加額目標 1725 億円増に対し実績 1001 億円減、新規雇用創出数目標 2,215 人増に対し実績 1,114 人増と、いずれも目標値を下回った³¹⁾。こうした実績について、産業構造審議会では、期間中リーマンショックや東日本大震災といったマクロ経済上の大きな外的要因があったものの、支援を受けた事業による地域経済への波及効果が十分ではなかったと総括した。その要因として、地域の強みをいかした戦略的な業種指定が行われなかったこと、PDCA³²⁾サイクルの仕組みがなく取組の改善が進まなかったこと、主に製造業を念頭に置いた支援措置であったため重要性が高まりつつあるサービス業の成長を取り込めなかったことを挙げている³³⁾。シンクタンクの指摘でも、企業誘致対象が先端的ものづくり産業や IT 産業等の人気分野に偏り地域間誘致競争となって誘致が想定どおり進まなかったこと、評価指標が量的側面に偏重し、生産性向上等の質的効果の評価指標設定が少なかったこと、地方公共団体内の組織間連携が不足していたこと等の問題が挙げられている³⁴⁾。

(iii) 地域未来投資促進法

国が策定した基本方針では、地方公共団体の基本計画において、経済的効果の目標として付加価値創出分等を設定することとされている³⁵⁾。経済産業省の調査によると、実施期間が終了した事業は、事業当たり平均年間約 1 億円を創出したとされる（表 1 ①）。また、地域未来牽引企業の業況に関する分析によれば、他の企業に比べて域内仕入れ・域外販売が増加した（又は多い）との結果が見られる（表 1 ②④⑤）。従業員数については、政策の効果があるとする結果がある一方（表 1 ②⑤）、相反する結果もある（表 1 ②）。さらに、地域未来牽引企業の中でも、東海道・山陽新幹線の通る地域の延べ特許出願企業数が多く、首都圏から離れた地域（東北北部、山陰、九州南部）では少ないといった地域特性も示されている（表 1 ③）。

同法の施策については、複数の研究者から、地域の企業をネットワーク化して支援する仕組みとなっていないことが指摘されている。例えば、地域未来牽引企業選定の根拠となる取引ネットワーク上の重要性に対応した支援メニューになっていない³⁶⁾、地域産業を一つのまとまりとして支援する政策枠組みがない³⁷⁾、地域未来牽引企業への個別支援、点としての工場の生産性

30) 「地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針」(平成 19 年 6 月 25 日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号) p.3. 経済産業省ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1167911/www.meti.go.jp/policy/chiikisinpou/kihinhoshin.pdf>>

31) 「産業構造審議会 地域経済産業分科会 報告書—地域経済牽引企業を軸とした「地域未来への投資」の促進に向けて—」前掲注²³⁾, p.8.

32) Plan（計画の立案）、Do（事業の実施）、Check（事業の効果の点検）、Action（改善）の頭文字を取ったもの。

33) 「産業構造審議会 地域経済産業分科会報告書—地域経済牽引企業を軸とした「地域未来への投資」の促進に向けて—」前掲注²³⁾, pp.11-12.

34) 片桐悠貴「企業立地の新たな潮流と誘致政策の再構築パッケージ」『知的資産創造』24(10), 2016.10, pp.37-39. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11166712>>

35) 「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（平成 29 年 8 月 10 日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号）pp.5-6. 経済産業省ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11049177/www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/chiikimirai-kihinhoshin.pdf>

36) 福田岐「企業ビッグデータで読み解く地域の経済活動」『計画行政』150 号, 2022.2, p.25. <https://doi.org/10.14985/jappm.45.1_21>

37) 浜口伸明「地域再生のための地域産業政策」『国民経済雑誌』224(5), 2021.11, p.42. <<https://doi.org/10.24546/E0042559>>

向上等が中心となり面的な地域の成長につながらない³⁸⁾、地域未来牽引企業の選定方法が地域を牽引したいという意思を有する企業を選定するものではなく、地域を活性化させる意識の低い企業も見られるため、地域の面的な活性化が期待できるかで地域未来牽引企業を評価すべきである³⁹⁾といった指摘である。

表1 地域未来投資促進法に関連する分析

著者（公表年）	指標	データ	結果
①経済産業省（2023）	付加価値創出額	承認地域経済牽引事業者からの実施状況報告	実施期間が終了した事業は、事業当たり平均年間約1億円を創出。
②帝国データバンク（TDB）（2019～2022, 2024）	2019年：雇用・売上高・利益・経済波及効果（域内仕入先・域外販売先） 2020年：売上高・営業利益・従業員数・付加価値額・域内調達額・域外販売額等 2021・2022年：売上高等26指標 2024年：売上高等27指標	TDB企業概要データベース	2019年：地域未来牽引企業は対照群に比べ、従業員数・域内仕入先数・域外販売先数が増加。 2020年：地域未来牽引企業の売上高・域内調達額・域外販売額は2015～2019年に増加。 2021年：定量的基準に基づく選定企業は、従業員数の伸びが大きい。 2022年：対照群に比べ地域未来牽引企業の従業員数・一人当たり付加価値額の減少幅が大きい。 2024年：従業員数増加率、一人当たり付加価値額の変化は対照群と同様の傾向。
③細矢・鈴木（2021）	特許出願件数	地域未来牽引企業4,751社の出願特許	47の都道府県×技術分野別特許出願企業数のクラスター分析によると、東海道・山陽新幹線の通る地域の延べ特許出願企業数が多く、首都圏から離れている地域（東北北部、山陰、九州南部）では少ない。
④藤本・池島（2022）	域内取引の総額 域際取引における移出入額	鳥取県・島根県企業（TDB企業間取引データ）	域内取引の総額と域際取引における移出入額を合算して「牽引力」とすると、対象2県の地域未来牽引企業の牽引力は地域企業より大きい。
⑤東京商工リサーチ（TSR）（2023）	従業員数、売上高、営業利益率 付加価値額、労働生産性 給与総額、域内仕入額 域外販売額等	TSR企業・財務情報	地域未来牽引企業が対照群を上回る等、政策効果が認められたのは、従業員数、域内仕入額、域外販売額、給与総額。

〔出典〕①経済産業省地域経済産業グループ「地域未来投資促進法の施行状況について（基本方針改定等による事業環境整備）」（第22回産業構造審議会地域経済産業分科会資料1）2023.3.22, p.8. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/022_01_00.pdf>; ②帝国データバンクによる地域未来牽引企業調査・分析事業に係る報告書, 2018. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/policy/policy_management/ebpm/meti_kensyo/H29FY_chikimirai.pdf>; 2019. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/policy/policy_management/ebpm/meti_kensyo/R30FY_chikimirai.pdf>; 2020. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000180.pdf>; 2021. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000323.pdf>; 2022. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000355.pdf>; 2024. <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2023FY/000269.pdf>; ③細矢淳・鈴木勝博「地域未来牽引企業の都道府県別定量比較分析」『年次学術大会講演要旨集』36号, 2021, pp.269-272. <<http://hdl.handle.net/10119/17840>>; ④藤本晴久・池島祥文「地域未来牽引企業の取引構造とその牽引力の検証—山陰地方を中心に—」『地域経済学研究』42号, 2022.2, pp.21-41. <https://doi.org/10.24721/chiikikeizai.42.0_21>; ⑤東京商工リサーチ「令和4年度地域デジタルイノベーション促進事業（データに基づく地域未来牽引企業調査・分析事業）最終報告書」2023.3.31. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13739397/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000394.pdf>（①②⑤は経済産業省ウェブサイト）を基に筆者作成。

2 農商工等連携促進法

(1) 法律の概要

農商工等連携促進法は、地域や企業により格差が見られる中、活力ある経済社会を構築するために、地域経済を支える中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの有するノウハウ・

38) 松原 前掲注(6), p.454.

39) 池田潔「第8章 地域社会と中小企業を考える—地域未来牽引企業を中心に—」前田啓一ほか編著『激動する世界経済と中小企業の新動態』御茶の水書房, 2023, pp.158-160.

技術等を活用することで、両者の強みを発揮した新商品開発や販路拡大を促進することを目的とする⁽⁴⁰⁾。国は基本方針を策定し、中小企業者と農林漁業者が共同で「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、信用保証限度額の拡大、債務保証等の支援措置を受けられる⁽⁴¹⁾。平成 20（2008）年 9 月～令和 6（2024）年 10 月 4 日の間に、同法に基づき 819 件の事業計画が認定された⁽⁴²⁾。

(2) 評価

国が策定した基本方針では、「農商工等連携事業計画」の認定に当たり、付加価値額及び売上高が所定の割合以上増加する計画となっていることを判断基準とするとされている⁽⁴³⁾。総務省の調査では、売上高増について目標を達成した事業者割合は 1 割弱、付加価値額増の目標や常雇い雇用者数増を達成した事業者割合は 2 割弱となった（表 2 ①）。日本政策金融公庫の調査では、農商工等連携促進法による施策は売上増に一定の効果があったとされる（表 2 ②）。三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングの調査によると、事業計画終了時に付加価値額や売上高の目標を達成した事業者は 2 割弱、農林水産物の販売単価が上昇した農林漁業者は 26.6%であった（表 2 ③）。

表 2 農商工等連携促進法の政策効果

著者（公表年）	指標	データ	結果
①総務省 (2019)	一人当たり付加価値・売上高 事業前後の雇用者数 (常雇い)	計画期間終了事業者アンケート (付加価値 70 者、雇用 198 者)	目標を達成した事業者割合 付加価値額増の目標達成 15.7% 売上増の目標達成 8.6% 雇用者数増 18.7%、減 6.1%
②日本政策金融公庫 (2014)	売上、収益性	融資先アンケート（農業者 67、商工業者 38）	売上増：農業者 59.7%、商工業者 76.3% 連携によらない通常品より収益性が高い：農業者 29.9%、商工業者 23.7%。
③三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2014)	付加価値・売上高目標達成（計画終了時） 農林水産物販売単価（農林水産業者）	認定農商工等連携事業者アンケート (付加価値 180 者、売上高 179 者、販売単価 218 者)	目標を達成した事業者割合（計画終了時） 付加価値額 19.4%、売上高 17.9% 販売単価上昇 26.6%、低下 6.9%、変化なし 66.5%

(出典) ①総務省行政評価局「「農業の 6 次産業化の取組に関するアンケート調査」結果報告書」2019.3, pp.107, 112. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13742313/www.soumu.go.jp/main_content/000610752.pdf>; ②日本政策金融公庫農林水産事業「平成 25 年度農業の 6 次産業化に関する調査」2014.3, pp.13-14. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13725362/www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/h25_zyouhousenryaku_6.pdf>; ③三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング『中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律における施策の活用状況及び効果に関する調査報告書』2014, pp.31, 37. 経済産業省ウェブサイト <<https://warp.da.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11241027/www.meti.go.jp/meti-lib/report/2014fy/E003944.pdf>> を基に筆者作成。

(40) 阿部ほか 前掲注(12), pp.42-44. この法律と並んで、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 22 年法律第 67 号。以下「6 次産業化法」）により、いわゆる「6 次産業化」が推進されている。農商工等連携促進法が中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進を目的とするものであるのに対し、6 次産業化法は農林漁業者が主体となって生産、加工、流通・販売に取り組むものである。

(41) 同上, pp.44-51. なお、認定には、基本方針に照らして適切なものであることが求められる。

(42) 「農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の概要（令和 6 年 10 月 4 日現在）」農林水産省ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13833961/www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/attach/pdf/index-14.pdf>>

(43) 「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」（平成 20 年 8 月 20 日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号）農林水産省ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/260208/www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/nosyoko/n_hourei/pdf/kihon_housin.pdf>

農商工等連携について、第1次産業の振興策として一定の成果を上げている一方、短期的な商品開発に傾斜した取組が多く継続した販売が実現していないことや、農林漁業者に適正な成果配分がなされていないことが課題とされている。また、地域振興のためには、農林漁業者を含めた地域住民が主体となって取組を進めること、地域金融機関等の多様な主体が連携することが重要であると指摘されている⁴⁴⁾。

3 ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

(1) 施策の概要

ローカル 10,000 プロジェクトは、産学金官連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援する施策である。総務省は、地域の資源と資金を結び付けて地域経済循環を創造し、持続可能な事業を起こす先行モデルを構築するため、平成 24（2012）年度補正予算に「地域経済循環創造事業交付金」を計上した⁴⁵⁾。平成 26（2014）年の経済財政諮問会議では、「地域の元気創造プラン」による地域からの成長戦略を構成するプロジェクトの一つとしてローカル 10,000 プロジェクトを位置付け、「産業競争力強化法」（平成 25 年法律第 98 号）に基づき市町村が策定する「創業支援等事業計画」⁴⁶⁾1 計画当たり 5～6 事業程度、全国で 10,000 事業程度の立ち上げを目指す⁴⁷⁾。支援内容は、地方公共団体が民間事業者の初期投資費用に対して行う助成について、総務省が交付金を交付するものである。この際、民間事業者が地域金融機関から融資を受けることにより、投資効果が増大することが期待されている⁴⁸⁾。令和 6（2024）年度からは、地域金融機関からの融資に代えて民間クラウドファンディングによる場合も支援対象となり、市町村が行う単独事業としてのローカル 10,000 プロジェクトにも特別交付税措置が講じられている⁴⁹⁾。ローカル 10,000 プロジェクトは、令和 6（2024）年 11 月までに 535 事業が認定されており、認定事業数は都道府県ごとに差がある⁵⁰⁾。交付決定数が特に多い兵庫県では、地域金融機関の積極的な参画が見られる⁵¹⁾。

(2) 評価

総務省は平成 29（2017）～令和 3（2021）年に、交付金交付額に対する売上高、地域資源活

44) 岸上光克「第2章 農商工連携の現段階と今後の展開方向」福田晋・藤田武弘編『講座これからの食料・農業市場学 4』筑波書房, 2022, pp.47-48.

45) 「地域の元気創造本部―地域経済の成長なくして日本の再生なし―」（地域の元気創造有識者会議（第2回）資料1 新藤義孝本部長資料）2013.3.11. 地域の元気創造プラットフォーム公式サイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/8943652/www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/files/000235884.pdf>>

46) 「創業支援等事業計画」は、令和 6（2024）年 12 月 25 日現在 1,359 件（1,518 市区町村）が認定されている（「産業競争力強化法に基づく認定を受けた市区町村別の創業支援等事業計画の概要」中小企業庁ウェブサイト <<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html>>）。

47) 「地域の元気創造に向けて―地域の元気を日本の元気につなげる―」（第8回経済財政諮問会議（第5回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議）資料6 新藤義孝総務大臣兼内閣府特命担当大臣（地方分権改革）兼地域活性化担当大臣提出資料）2014.5.19, p.3. 内閣府ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13733563/www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0519/shiryo_06.pdf>

48) 「地域経済循環創造ガイドライン」（平成 25 年 8 月 12 日（総行政第 121 号））p.8. 総務省ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13734867/www.soumu.go.jp/main_content/000248570.pdf>

49) 西中隆「地域経済の循環促進」『地方財務』840号, 2024.6, pp.4-5.

50) 総務省「ローカル 10,000 プロジェクトについて」2024.11, p.14. <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13974320/www.soumu.go.jp/main_content/000975559.pdf>

51) 一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会「平成 27 年度「調査・研究事業」地域創生時代の創業支援のあり方報告書」2016.2, p.57. <https://www.shindan-hg.com/wp-content/uploads/2017/08/h27_chosa_chiikisouseijidai.pdf>

用費⁵²、地域人材活用費⁵³及び雇用創出効果を公表している（表3①）。そのうち平成30（2018）年の結果に対し、会計検査院は、地元雇用創出効果の交付金に対する効果倍率が1.0未満の事業が45.4%に上るなど、個々の交付金事業における指標の効果倍率が1.00倍未満と低い数値にとどまっているものが多数に上り、必ずしも交付金事業が順調に進んでいるとはいえないと指摘した（表3②）⁵⁴。令和2（2020）年の総務省の報告書によると、経済波及効果等一定の効果が出ており、優良な事例では社会課題を解決するビジネスが創出されたり、補助金交付額の6倍以上の経済波及効果が地域にもたらされたりしているとの結果が示された（表3③）。他方、事業が低調な例では、事前調査における市場や商圈の設定が不適切、自社の供給力と販売先と

表3 ローカル10,000プロジェクトの政策効果

著者	指標	データ	結果
①総務省 (2017～2021) *各年の実績	交付金交付額に対する次の3項目の金額の倍率 ・売上高 ・地域資源活用費 ・地域人材活用費 雇用創出数	決算期を3回以上経た事業 (2017年は複数回) ※全体合計の効果倍率。	交付金額に対する指標の倍率・雇用創出数 2017年：各4.2倍、1.6倍、0.9倍 1,463人（1事業当たり7人強） 2018年：各7.07倍、3.09倍、1.31倍 1,472人（1事業当たり7人強） 2019年：各9.91倍、3.77倍、1.74倍 1,523人（1事業当たり5人強） 2020年：各11.97倍、4.77倍、2.17倍 2,075人（1事業当たり8人弱） 2021年：各14.16倍、5.52倍、2.55倍 2,112人（1事業当たり7人強）
②会計検査院 (2019) *調査・公表年	交付金交付額に対する ・売上高（経済循環創造効果） ・地域資源活用費（地元産業直接効果） ・地域人材活用費（地元雇用創出効果）	平成31（2019）年 3月末決算の77事業 ※事業ごとの分布を分析。	いずれの指標も交付金交付額に対する割合が1.00倍未満の範囲が最頻値。 1.00倍未満の事業数は、 ・経済循環創造効果19事業（24.6%） ・地元産業直接効果49事業（63.6%） ・地元雇用創出効果35事業（45.4%）
③総務省 (2020) *公表年	地域内への経済効果波及比率	337事業 地域産業連関表	地域内への経済波及効果は全事業平均で売上高の2.1倍生じている。

（出典）①「ローカル10,000プロジェクトの事業効果について」2017. <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11274561/www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/files/20180424-2.pdf>>; 2018. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11534142/www.soumu.go.jp/main_content/000676576.pdf>; 2019. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11649383/www.soumu.go.jp/main_content/000701223.pdf>; 2020. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/12187140/www.soumu.go.jp/main_content/000743271.pdf>; 2021. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/12767180/www.soumu.go.jp/main_content/000858238.pdf>; ②会計検査院「平成30年度決算検査報告」2019, pp.98-106. <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13736158/report.jbaudit.go.jp/org/pdf/H30kensahoukoku.pdf>>; ③総務省地域力創造グループ地域政策課「「ローカル10,000プロジェクト」地域企業分析調査報告書」2020.3, pp.21-28, 49-52. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13734867/www.soumu.go.jp/main_content/000858234.pdf>（①③は地域の元気創造プラットフォーム及び総務省ウェブサイト、②は会計検査院ウェブサイト）を基に筆者作成。

52) 事業に直接必要な地元原材料費等の経費。

53) 事業に従事する地域人材に係る経費。

54) 会計検査院は、総務省の効果算出方法について、売上高、地域人材活用費及び地域資源活用費の各項目のそれぞれの累計額を分子、公費交付額を分母として算出しているため、分母は一定である一方、分子は累積していく性質のものであることから、交付金事業の継続に伴い、3指標の効果倍率が年々増加することも指摘している。このほか、施策の在り方について、平成27（2015）年の行政改革推進会議では、産業政策は自立的事業の創出支援を目的とするものであり、安易に補助金に頼るモラルハザードを起ささないためにも補助金は利子補給程度にとどめ、事業の効果を厳格に検証し、制度設計の在り方等について見直しを行うべきであると指摘された（「秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）の取りまとめ」（行政改革推進会議（第20回）資料1）2015.11.27, p.9. 首相官邸ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13736642/www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai20/siryou1.pdf>>）。また、令和元（2019）年の行政改革推進会議では、ローカル10,000プロジェクトは地域経済の利益となる事業であるにもかかわらず地方負担ゼロになる仕組みが存在すること等が問題として指摘された（「行政改革推進会議による指摘（通告）（案）」（行政改革推進会議（第37回）資料2）2019.12.11, p.2. 首相官邸ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13736642/www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai37/siryou2.pdf>>）。

のバランスや関係構築が不十分、過大な固定費や人件費等の課題も指摘された⁵⁵⁾。

4 地方創生—地域再生法及びまち・ひと・しごと創生法—

(1) 法律の概要

平成 17 (2005) 年に制定された地域再生法は、急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。当初、同法は、地域再生を総合的・効果的に推進するため、地方公共団体が策定し国の認定を受けた「地域再生計画」について、地域再生税制による事業への民間資金誘導、地域再生基盤強化交付金、補助対象財産の転用承認手続の特例等の支援を内容としていた⁵⁶⁾。

その後、各省所管の地域活性化関連の計画をワンストップで運用できるようにしてほしい等の地方公共団体の声を受け、平成 26 (2014) 年に閣議決定された「日本再興戦略」において、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築するため、地域再生法の改正を目指すこととされた⁵⁷⁾。同時に、急速な少子高齢化への危機感が高まる中、各地域が特徴をいかした自立的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生法案の検討が進められた。まち・ひと・しごと創生を具体的実現するため、改正地域再生法に、「地域再生計画」の申請時に他の地域活性化関連計画を提出できることや各省庁の計画・補助制度の連携・調整の仕組みが盛り込まれ⁵⁸⁾、同年に「まち・ひと・しごと創生法」も成立した。

同法に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁵⁹⁾において、政府は、従来の施策の弊害（①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」な施策、⑤「短期的」な成果を求める施策）を排し、地域の自立性・将来性を確保する施策、各地域の実態に合った施策、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策に重点を置くとともに、結果重視の観点から政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行うとした⁶⁰⁾。

都道府県、市町村は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」を策定する努力義務を負う⁶¹⁾。平成 27 (2015) 年 4 月に、内閣府及び経済産業省は、地方版総合戦略を策定するためのツールとして地域経済分析システム (RESAS) を公開した。これは、地域経済が地域内で循環する循環型構造になっていないために、施策が地域住民の所得向上に貢献してい

55) 総務省地域力創造グループ地域政策課「「ローカル 10,000 プロジェクト」地域企業分析調査報告書」2020.3, pp.38, 49-52. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13734867/www.soumu.go.jp/main_content/000858234.pdf>

56) 「法律・条約解説 国会・内閣 地域再生法—平成 17 年 4 月 1 日法律第 24 号—」前掲注(9)

57) 「「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) pp.25, 86-87. 首相官邸ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13736642/www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>>

58) 「法令解説 地域再生計画の作成から実施に至るまで、政府一体となって支援する仕組みの構築—地域再生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 128 号）平 26・11・28 公布 平 26・12・15 施行」『時の法令』1978 号, 2015.5.30, pp.16-28.

59) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」前掲注(17)

60) 同上, pp.4-6. 平成 26 (2014) 年以降、平成 30 (2018) 年 12 月 21 日閣議決定の同総合戦略まで、同様の記述がある。

61) 地方版総合戦略と地域再生計画との違いは、地方版総合戦略は政策の大きな枠組みを示すものであるのに対し、地域再生計画は各地域において取り組む個別の事業について具体的に定める実施計画である（第 187 回国会衆

ないことに着目し、地域の持続的発展の観点から、地域の稼ぐ力、所得の循環構造等を明らかにして地域が自ら課題を認識し、住民の所得向上につながる施策を講ずることができるようにするための分析ツールである⁶²⁾。また、平成 26 (2014) 年度補正予算で、地方版総合戦略の策定支援経費として、1 都道府県 2000 万円、1 市町村 1000 万円の予算措置がなされた⁶³⁾。地方自治総合研究所の調査によると、同戦略の策定を外部コンサルタント等に委託した地方公共団体が 1,342 市町村中 77.3% に上り、委託先の 61.0% が都道府県外（受注額の過半が東京都）に所在していた⁶⁴⁾。こうした状況を背景として、地域特性を考慮しない表面的な施策に終わる可能性⁶⁵⁾や、計画策定後の事業も東京を始めとする大都市の広告代理店等が受注することで、地域にノウハウが蓄積しないだけでなく大都市の企業の利益になる⁶⁶⁾との指摘も見られる。

地方公共団体は、地方版総合戦略の中で、数値目標・重要業績評価指標 (Key Performance Indicator: KPI) として、例えば経済活性化について、「雇用創出数」「企業誘致数」「就業者数」「創業・起業件数」「総生産額」「事業所数」等を設定し、経済活性化とそれに伴う人口増加を目指している⁶⁷⁾。これらの目標の達成に向けて策定され、国が認定した「地域再生計画」⁶⁸⁾に基づく地方公共団体の取組に対し、まち・ひと・しごと創生交付金⁶⁹⁾のほか地方創生を図るための具体的な支援措置が提供される。同交付金が創設された平成 28 (2016) 年度以降、毎年合計 1600~1900 億円程度の予算が計上されている⁷⁰⁾。

議院会議録第 5 号 平成 26 年 10 月 14 日 p.10.)。なお、地方版総合戦略について、国の認定や同意は規定されていない。

- (62) 内閣府地方創生推進室・経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室「地域経済分析システム」地域経済分析システムウェブサイト <<https://resas.go.jp>>; 株式会社価値総合研究所「地域経済循環分析について」((自治体職員向け)「RESAS 地域経済循環マップ・地域産業連関表 研究会」結果報告(説明資料・分析事例)の公表について 資料 1) 2018.6.6, p.4. 地方創生ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/sousei/resas/pdf/180606_siryou1.pdf>
- (63) 「地域住民生活等緊急支援のための交付金の概要」(まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する説明会 資料 5) 2015.1.9. 地方創生ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/sousei/meeting/koufukin_setsumeikai/pdf/siryou5.pdf>
- (64) 坂本誠「地方創生政策が浮き彫りにした国-地方関係の現状と課題—「地方版総合戦略」の策定に関する市町村悉皆アンケート調査の結果をふまえて—」『自治総研』474 号, 2018.4, pp.81-88. <https://doi.org/10.34559/jichisoken.44.474_76>; 地方自治総合研究所自治体行政計画研究会「「地方版総合戦略」の策定に関するアンケート」の結果」2018.3.1. <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13696211/jichisoken.jp/file/archive/Results_of_questionnaire_implemented_in_November_2017.pdf>
- (65) 宮崎雅人『地域衰退』岩波書店, 2021, pp.141-144.
- (66) 重藤さわ子「第 4 章 新しい地域内経済循環をつくる」小田切徳美編『新しい地域をつくる—持続的農村発展論—』岩波書店, 2022, p.70.
- (67) 中川内克行「特集 検証・地方創生 10 年 限られた成果—本誌市区調査 3 割が人口減に歯止めかけられず—」『日経グローバル』486 号, 2024.6.17, pp.19-20.
- (68) 令和 6 (2024) 年 11 月までに、累計 12,552 件の地域再生計画が認定されている(内閣府地方創生推進事務局「地域再生計画の第 72 回認定について」2024.11.15. 地方創生ウェブサイト <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7202ninte/ninte_info.html>).
- (69) 地域再生法第 5 条第 4 項第 1 号・第 13 条第 1 項。具体的な名称は、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等で、令和 4 (2022) 年度第 2 次補正予算以降、デジタル田園都市国家構想交付金に、令和 6 (2024) 年度補正予算以降、新しい地方経済・生活環境創生交付金となった。
- (70) 内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想交付金(令和 6 年度第 2 回)採択結果について」2024.8.2, p.2. 地方創生ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/pdf/saitaku_r6_2.pdf> 交付金制度の在り方について、地方公共団体に対する交付金の採択は外部評定員の審査により決まるため、従来の「バラマキ」を廃している一方、うまく活用している地方公共団体とそうでない地方公共団体との間に格

(2) 評価

平成 29 (2017) 年度以降、内閣府地方創生推進事務局は、地方創生関連交付金事業の効果について毎年効果検証報告書を公表している⁽⁷¹⁾。報告書では、経済波及効果の分析に加え、人口増減率、農業産出額、観光入込客数、起業数等を対象として、地方創生関係交付金事業の社会的・経済的効果に関する統計解析の試行を行い、人口増加率、農業産出額、観光入込客数、宿泊者数、起業数に交付金がプラスに寄与しているとの結果が示されている⁽⁷²⁾ (表 4 ①)。

他方、経済産業研究所の研究では、大都市圏では企業の開業率が休廃業率に比べて高い一方、地方圏では廃業率が開業率より高く、地方創生の効果が十分浸透していないとされる(表 4 ②)。全地方公共団体を対象とした内閣官房のアンケート調査でも、人口規模の大きい地方公共団体ほど、地方創生の取組を主体的に進めたことで「企業誘致など産業の活性化や雇用の増加につながった」、「域外からの移住者の増加につながった」と回答した(表 4 ③)。他方で、過去 5 年間で人口減に歯止めがかかった人口 5,000 人未満の町村では、農林漁業、宿泊・飲食サービス業の比重が高いことから、地元の農畜水産物、これらを原材料とした食品加工業、伝統織物や工芸品等と広義の観光業をいかに結びつけるかが所得向上の鍵となるとの指摘もある⁽⁷³⁾。また、地方創生関連交付金の所得に対する効果推計では、所得の低い市区町村以外では明確な成果は見られなかったという結果がある⁽⁷⁴⁾。

人口について見ると、共同通信社の調査では、地方創生への取組が人口減少対策に不十分であったとする首長が 68% に上ると報じられた(表 4 ④。四捨五入のため内訳と合計値が一致しない)。シンクタンクの分析でも、地方創生関連交付金は、一部の産業に効果があったが、人口や人口移動への効果が確認できなかった(表 4 ⑤)。日経グローバル誌の全国 815 市区を対象とした調査では、地方創生により「人口を増やすことができた」が 14.4%、「人口が減少したが減少に歯止めをかけることができた」が 32.6%、「人口が減少し歯止めもかけられなかった」が 32.5% であった⁽⁷⁵⁾。

地方創生について、仕組みづくりという点では成功しており、個々の政策レベルでは、地域づくりの取組はすぐに芽が出てくるものの方がまれで数年単位の KPI の検証になじむものではなく、どこまで持続的な取組になり得るかが鍵となるとの指摘がなされている⁽⁷⁶⁾。

差が生じているとの指摘がある(松原宏「第 20 章 包摂的成長と地域」宮町良広ほか編『地域学—地域を可視化し、地域を創る—』古今書院, 2024, pp.225-227.)。財政制度等審議会「令和 6 年度予算の編成等に関する建議」では、先駆的な取組への支援額や採択件数が近年大幅に減少していることや、交付金による支援期間後は地方公共団体が国の支援なく自立して事業を行うことを前提としているにもかかわらず、事業の約 4 分の 1 について支援期間を延長して類似の事業への支援を継続していること等が問題として指摘されている(財政制度等審議会「令和 6 年度予算の編成等に関する建議」2023.11.20, pp.120-121. 財務省ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13736553/www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20231120/01.pdf>)。

(71) 「デジタル田園都市国家構想交付金事業(旧地方創生推進交付金事業及び旧地方創生拠点整備交付金事業)の効果検証」地方創生ウェブサイト <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/koukakensyo_index.html>

(72) 令和 4 年度までは「地方創生推進交付金の効果検証に関する報告書」、令和 5 年度は「デジタル田園都市国家構想交付金(旧地方創生推進交付金)事業の効果検証に関する調査報告書」において公表されている。

(73) 鈴木文彦「地方創生 10 年人口減に歯止めをかける小規模自治体の所得向上戦略」2024.8.20, p.7. 大和総研ウェブサイト <https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalecnmy/20240820_024563.pdf>

(74) 末吉孝行ほか「3. 論点①: 生産性向上を中心とした地方創生を」熊谷亮丸ほか「第 223 回日本経済予測」2024.11.21, p.32. 大和総研ウェブサイト <https://www.dir.co.jp/report/research/economics/outlook/20241121_024751.pdf>

(75) 中川内 前掲注(67), p.6.

(76) 小田宏信編著『日本経済地理読本 第 10 版』東洋経済新報社, 2024, pp.285-287.

表4 地方創生関連交付金事業の政策効果

著者（公表年）	指標	データ	結果
①内閣府地方創生推進事務局（2018～2024）	経済波及効果	産業連関表	いずれの報告でも交付金額に対する経済波及効果は約1.6倍程度
①内閣府地方創生推進事務局（2019）	転入超過数 人口増減率	総務省 「住民基本台帳人口移動報告」	転入超過数と交付金額には関係がない。交付金額の規模が大きいほど、将来人口推計と比べた実際の人口増加割合が大きい。
①内閣府地方創生推進事務局（2020、2021）	人口増減率 従業者数年平均成長率	総務省「住民基本台帳人口」 社人研「日本の地域別将来推計人口」 経済産業省「工業統計」	交付金額の規模が大きいほど、将来人口推計と比べた実際の人口増加割合が大きい（2020）。交付金制度開始後の実測人口値が推計人口値よりも大きい（2021）。交付金制度導入前後の従業者数年平均成長率は、2020年は有意差なし、2021年は有意差あり。
①内閣府地方創生推進事務局（2022）	農業産出額 観光入込客数	農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」 観光庁「観光入込客統計」	交付金額が大きいほど農業産出額年平均成長率が高い。「地方創生事業実施のためのガイドライン」の取り組むべきことの実施率の高い都道府県ほど観光入込客数の年平均成長率が高い。
①内閣府地方創生推進事務局（2023）	農業産出額 観光入込客数 年平均成長率 起業数	農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」 観光庁「観光入込客統計」 厚生労働省「雇用保険事業年報」	一人当たり交付金額が大きいほど、農業産出額の年平均成長率が高い。一人当たり交付金額上位の都道府県は下位の都道府県よりコロナ禍でも観光入込客数の減少幅が小さい。交付金額が起業数の増加に有意にプラスに寄与。
①内閣府地方創生推進事務局（2024）	宿泊施設の 延べ宿泊者数	観光庁 「宿泊旅行統計調査」	観光分野の交付金事業を3年以上実施した市区町村の宿泊施設は、事業開始4年目以降年間延べ宿泊者数が増加。
②中村（2023）	開業率 廃業率	総務省・経済産業省 「経済センサス」 東京商工リサーチ（TSR） 「企業倒産ファイル」	企業の新陳代謝は、2016～2019年の方が2012～2014年より低下。大都市圏（首都圏、近畿2府4県、福岡県）の開業率が休廃業率に比べて高く、地方圏（東北、山陰）ではその逆で、地方創生効果は地方に十分浸透していない。
③内閣官房（2024）	産業活性化 雇用増加 移住者増 等	全地方公共団体アンケート	地方創生の取組が効果につながったとした回答（「そうだ」「どちらかといえばそうだ」の合計） 産業活性化・雇用増：都道府県 87.2%、政令指定都市 100%、市 64.7%、町 42.8%、村 31.6% 移住者増：都道府県 87.2%、政令指定都市 63.2%、市 61.6%、町 56.3%、村 56.9%
④共同通信社（2024）	地方創生の取組の人口への効果	全国の地方公共団体首長アンケート （1,667人）	十分あった1%、どちらかといえば十分27%、どちらかといえば不十分54%、不十分15%、人口増によりもともと対策不要3%
⑤木下（2024）	全要素生産性（TFP）* 労働生産性人口	内閣府「県民経済計算」 総務省・経済産業省 「経済センサス・活動調査」等	一人当たり交付金額が多い県はそうでない都道府県よりTFP・労働生産性が上昇。 市町村レベルでは、一人当たり交付金額は、一部の産業について統計的に有意であったが、人口・人口移動への政策的効果は確認できない。

* 全要素生産性（TFP）とは、経済成長の要因のうち、生産要素（資本・労働）の量的な増加で説明できない技術進歩等による生産性の指標をいう。

（出典）①「デジタル田園都市国家構想交付金事業（旧地方創生推進交付金事業及び旧地方創生拠点整備交付金事業）の効果検証」地方創生ウェブサイト <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/koukakensyo_index.html>; ②中村良平「地方創生第1期における企業の参入と撤退—回転ドア型経済と創造的破壊—」『RIETI Policy Discussion Paper Series』23-P-014, 2023.8. <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13280044/www.rieti.go.jp/publications/pdp/23p014.pdf>>; ③内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「地方創生10年の振り返りのための各地方公共団体における地方創生に関する意識意向調査（結果）」2024.6, pp.15, 17. 地方創生ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/sousei/meeting/chisoudecade/pdf/ishikiikoucyousa_r.pdf>; ④「地方創生68%成果不十分—人口減、自治体の単独対策に限界—」『共同通信ニュース』2024.9.1; ⑤木下茂「「地方創生」は地方経済を活性化したか」『共済総合研究』89号, 2024.10, pp.22-33. <https://www.jkri.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/10/sogo_89kinoshita.pdf> を基に筆者作成。

5 地域循環共生圏

（1）施策の概要

環境省は、地域循環共生圏について、人口減少社会に突入する中、若者を中心に人口流出が

(77) 環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室「地域循環共生圏づくりの手引き—地域が主役！みんなで取り組む、環境まちづくり—」2024.4, p.2. <<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13744337/chiikijunkan.env.go.jp/assets/pdf/manabu/tebiki.pdf>>

(78) 「環境基本計画」（第5次）（平成30年4月17日閣議決定）pp.20-21. 環境省ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/>>

続く地域において、自ら課題を解決し続け、地域づくりを持続的に行える自立した地域を各地で創出し、それらの地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方であるとしている⁽⁷⁾。地域循環共生圏は、第5次環境基本計画⁽⁷⁸⁾及び第6次環境基本計画⁽⁷⁹⁾の中に位置付けられ、地域循環共生圏独自の支援策として、地域循環共生圏づくり支援体制構築事業⁽⁸⁰⁾がある。地域循環共生圏づくりに活用できる支援策としては、脱炭素化関係の支援策、企業版ふるさと納税、地方創生人材支援制度、ローカル10,000プロジェクト、RESASの利活用等が挙げられており⁽⁸¹⁾、地域循環共生圏は地域経済活性化策の性格を帯びている。第5次環境基本計画策定以後、200近い地方公共団体等が地域循環共生圏づくりに取り組んでいる⁽⁸²⁾。

(2) 取組の効果

地域循環共生圏の取組の例に、再生可能エネルギー事業がある。一部の地域については、再生可能エネルギー事業稼働後の地域付加価値（推計された付加価値中、域内の主体に帰属する部分）が推計されている（表5）。例えば、山間地域の村で実現可能性の高い小水力発電の場合、地域主体が事業を所有することで域内に大きな付加価値が帰属する⁽⁸³⁾。

表5 再生可能エネルギー事業の効果

地域	地域付加価値額の推計等
岡山県西粟倉村	屋根貸型太陽光発電所：設置から稼働20年目までの地域付加価値は、2事業で約1800万円 小水力発電所：設置から稼働20年目までの地域付加価値は、3事業で約15億円 木質バイオマス熱供給事業：設置から稼働20年目までの地域付加価値は、3事業で約2.8億円
鳥取県北栄町	砂丘風力発電所：設置から稼働20年目までの地域付加価値は、約25億円（売上の32%）
福島県南相馬市	太陽光発電所：設置から稼働20年目までの地域付加価値は、約1億2000万円（売上の56%）

（出典）諸富徹編著『入門地域付加価値創造分析—再生可能エネルギーが促す地域経済循環—』日本評論社、2019、pp.37-52；中山琢夫『エネルギー事業による地域経済の再生—地域付加価値創造分析の理論と実践—』ミネルヴァ書房、2021、pp.59-116；山下英俊ほか「再生可能エネルギーがもたらした地域付加価値に関する実証的研究—再エネと地域との共生のかたち—」2022.3、pp.20-21。PHP総研ウェブサイト<https://thinktank.php.co.jp/wp-content/uploads/2022/04/policy_pdf_220401.pdf>を基に筆者作成。

しかし、再生可能エネルギー事業は、何らかの工夫がなければ地域外事業者が流入して地域外事業者の比率が高くなり、設備を設置している地域内に経済効果が発生しにくくなる構造にある⁽⁸⁴⁾。大規模・中規模の太陽光発電の場合、全国的に地域外事業者が7割超を占め、小規模な市町村から大規模な市町村に利益が移転する状況にある。他方、地域内事業者が設備を設置することで地域の経済効果を高めている地域もある⁽⁸⁵⁾。洋上風力発電もその多くを地域外事業

[collections/content/info:ndljp/pid/13744337/www.env.go.jp/content/900511404.pdf](https://collections.content/info:ndljp/pid/13744337/www.env.go.jp/content/900511404.pdf)

(79) 「環境基本計画」（第6次）（令和6年5月21日閣議決定）pp.44-46。環境省ウェブサイト<https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13744337/www.env.go.jp/council/content/i_01/000225523.pdf>

(80) 各地域で地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を目的として、選定された中間支援団体に経費補助を行う（「令和6年度地域循環共生圏づくり支援体制構築事業参加団体の公募について」2024.1.16。環境省ウェブサイト<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13338641/www.env.go.jp/press/press_02641.html>）。

(81) 「支援制度一覧」環境省ローカルSDGs地域循環共生圏ウェブサイト<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13974019/chiikijunkan.env.go.jp/shien>>

(82) 「環境基本計画」（第6次）前掲注(79)、p.18。

(83) 中山琢夫『エネルギー事業による地域経済の再生—地域付加価値創造分析の理論と実践—』ミネルヴァ書房、2021、p.88。

(84) 加勢田光博『再生可能エネルギーと経済循環型の地域づくり—地域主体による太陽光発電事業の拡大に向けて—』大阪公立大学出版会、2024、p.261。

(85) 同上、pp.88-123、259-263。

者が実施していることから、初期投資段階の地域付加価値が僅かであり、運転事業とメンテナンス事業の一部を地域内事業者が担うことで地域付加価値が向上すると指摘されている⁸⁶⁾。

おわりに

人口減少を背景とした地域経済活性化策が開始されてから 20 年余りが経過し、令和 6 (2024) 年には、地方創生の取組が本格的に開始されて 10 年の節目を迎えた。同年、政府は、過去 10 年の地方創生の取組を振り返り、地域資源等を最大限活用した新たな産業の創出や企業誘致等を推進している地方公共団体の中には、出生率の向上、出生者数増加、他地域からの転入増等一定の効果が出ている地域があると述べた⁸⁷⁾。

地方創生関連交付金事業の人口に対する効果について、内閣府の調査では交付金が人口増に効果があったとされる (表 4 ①)。日経グローバル誌の全国の市区を対象とした調査で、「人口を増やすことができた」・「人口が減少したが減少に歯止めをかけることができた」の合計が 47% を占め (Ⅱ-4 (2))、地方公共団体の首長に対するアンケート調査では、地方創生の取組の人口増への効果が不十分であったとする回答が約 7 割を占めることから (表 4 ④)、人口規模の大きい地方公共団体で人口増の効果や減少への歯止めの効果が出ている可能性がある。

地域経済についても、人口規模の大きい地方公共団体ほど地方創生が産業の活性化や雇用の増加につながったとする回答割合が高い (表 4 ③)。企業活動についても、大都市圏 (首都圏、近畿 2 府 4 県、福岡県) では開業率が休廃業率に比べて高く、地方圏 (東北、山陰) ではその逆となっているという研究結果 (表 4 ②) や、地域未来牽引企業について、東海道・山陽新幹線の通る地域において特許の延べ出願企業数が多く、首都圏から離れている地域 (東北北部、山陰、九州南部) では少ないとの結果 (表 1 ③) がある。他方、所得に対して地方創生関連交付金の明確な効果があったのは、所得水準の低い市区町村であったとの分析もある (Ⅱ-4 (2))。

雇用に関する分析を見ると、同一の政策であっても個別の事業によって効果はまちまちであったと言える。農商工等連携促進法に関する総務省の調査では調査対象事業者の 2 割弱が雇用を増加させている (表 2 ①)。ローカル 10,000 プロジェクトについて、総務省は、1 事業当たり 7 人程度の雇用創出効果があることを示している一方、会計検査院は、地元雇用創出効果の交付金に対する効果倍率が 1.0 未満の事業が約 5 割弱を占めることを指摘している (表 3 ①②)。

地域ごとに地域資源が異なることや、企業立地促進法に基づく施策において地域の強みをいかした戦略的企業誘致ができず、対象が人気分野に偏った経験等 (Ⅱ-1 (2) (ii)) を踏まえると、各地域の特色に応じた地域産業政策が求められているといえる。しかし、課題として、例えば、事業の利益が地域外に流出して地域に帰属しない例 (Ⅱ-4(1)・Ⅱ-5(2)) や地域未来投資促進法については地域産業を一つのまとまりとして支援する仕組みとなっていないこと (Ⅱ-1(2) (iii)) 等が指摘されている。こうした課題を解消し、地域の主体が連携して持続的に施策に取り組むことが重要であるといえよう。また、地域産業政策のみならず、本報告書第 I 部第 1 章

⁸⁶⁾ 山東晃大「着床式洋上風力発電における地域経済分析」2024.6, pp.5-12. 自然エネルギー財団ウェブサイト <https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_FBOSW_RegionalEconomicAnalysis_202406.pdf>

⁸⁷⁾ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」2024.6.10, p.5. 地方創生ウェブサイト <https://warp.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/13740153/www.chisou.go.jp/sousei/meeting/chisoudecade/pdf/chisoudecade_honbunn.pdf>

「人口減少と持続可能な地域・都市政策—関係人口とコンパクトシティを題材として—」で取り上げた人口減少の適応策等と併せて、総合的に地域の在り方を考える必要がある。

(たかざわ みゆき)